

## 〈子ども・子育て支援金制度〉

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。この制度は、少子化対策を強化し、子育て家庭を支えるための仕組みで、医療保険の保険料と併せて賦課・徴収し、支援金を拠出します。令和8年度からは、後期高齢者医療制度を含むすべての医療保険加入者が支援金を拠出します。そのため、後期高齢者医療制度でも、令和8年度からはこれまでの「医療分」に加えて、新たに「子ども・子育て支援金」が保険料に加わります。

## 【資格情報のお知らせ】

8月1日時点で84歳以下でマイナ保険証をお持ちの被保険者の方には、ご自身の資格情報を簡易的に把握することができる「資格情報のお知らせ」を送付します。「資格情報のお知らせ」だけでは保険診療を受けることができませんので、医療機関等に受診される際は、必ずマイナ保険証を持参してください。なお、マイナ保険証での受診が困難な方については、申請により資格確認書を交付します。詳細はホームページで。

## 【資格確認書】

8月1日時点で85歳以上の被保険者の方、または84歳以下でマイナンバーカードをお持ちでない被保険者の方、もしくはマイナンバーカードに保険証利用登録をされていない被保険者の方には、7月中旬に「資格確認書」を送付します。8月1日以降に医療機関等にかかるときは、マイナ保険証もしくは新しい資格確認書を医療機関等の窓口で提示してください。

## 【所得の低い方の軽減(令和8年度)】

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和7年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者全員+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合 (軽減後の均等割額:年額)		
基礎控除額(43万円)+10万円 ×(年金・給与所得者数-1)	医療分	7.2割 注1	16,359円
	子ども分	7割	405円
基礎控除額(43万円)+31万円× 被保険者数+10万円 ×(年金・給与所得者数-1)	医療分	5割	29,213円
	子ども分		675円
基礎控除額(43万円)+57万円× 被保険者数+10万円 ×(年金・給与所得者数-1)	医療分	2割	46,741円
	子ども分		1,080円

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。  
※注1 医療分7割軽減対象者は、令和8・9年度のみ特例措置により7.2割軽減となります。子ども分は特例措置がないため、7割軽減となります。

## 【保険料の減免等】

災害などで大きな損害を受けたとき、失業などで所得の著しい減少があったときなどの理由により、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料

が減免または徴収猶予される場合があります。

## 【一部負担金の減免等】

災害等の特別な事由により、一時的に生活困窮になった時、申請により医療機関等で支払う一部負担金が減免または徴収猶予される場合があります。

■問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037/兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局  
コールセンター ☎078-326-2021

## 市立幼稚園の今後についての説明会



ホームページ

3月12日に学校教育審議会から提出された答申を踏まえ、市立幼稚園の再編や機能などについて検討し、その内容を「市立幼稚園の今後について」として、6月22日(月)に公表しました。その内容について保護者や地域の皆さんへご説明します。

■日時&会場 全日とも同じ内容です

日時	時間	会場
第1回:7月2日(木)	午前10時20分~	小槌幼稚園
第2回:7月4日(土)	午前10時~	うちぶん (打出教育文化センター)
第3回:7月9日(木)	午前10時20分~	宮川幼稚園
第4回:7月10日(金)	午前10時20分~	西山幼稚園
第5回:7月14日(火)	午前10時20分~	岩園幼稚園
第6回:7月15日(水)	午後6時~	西山幼稚園
第7回:7月16日(木)	午前10時20分~	潮見幼稚園

※直接会場にお越しください。

※各会場には託児コーナーがあります。

※各会場には、駐車スペースがありませんので、公共交通機関または徒歩でお越しください。

■問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

## 申請・届け出

国民年金保険料の  
免除・納付猶予

日本年金機構

所得の減少や失業等で保険料の納付が困難な場合には「免除制度」や「納付猶予制度」があります。

【免除】全額・4分の3・半額・4分の1の4種類があります。免除された期間は、受給資格期間に算入され、将来の年金額にも免除の種類に応じて一部反映されます。

■対象 本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が基準額以下の方。(免除の種類や世帯構成

により基準額が違います。詳細は下記へ。)

## ■保険料

種類	保険料
全額免除	0円
4分の3免除(4分の1納付)	4,480円
半額免除(2分の1納付)	8,960円
4分の1免除(4分の3納付)	13,440円

【納付猶予】50歳未満の方の納付を猶予する制度。猶予された期間は受給資格期間には算入されませんが、将来の年金額には反映されません。

■対象 本人・配偶者それぞれの前年所得が基準額以下の方(世帯構成により基準額が違います。詳細は下記へ。)

【申請方法】本人確認書類(マイナンバーカード等)失業による申請の場合は離職票等を持参し、下記へ。

【保険料の追納】免除や納付猶予を受けた期間の保険料は10年以内に納めること(追納)ができます。これにより、納付済期間として将来の年金額に反映されるようになります。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度を過ぎて追納する場合には加算額が上乗せされます。

■問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

## 催し

モンテベロ姉妹都市  
学生親善使節交流事業

ホームページ



7月19日から3週間、モンテベロ市から学生親善使節が市内の家庭にホームステイします。学生親善使節と楽しく国際交流をしてみませんか?

## 【芦屋市の学生親善使節】



左:江夏大河さん  
(高校生)

右:牛田あまねさん  
(高校生)

## 【モンテベロ市の学生親善使節】

左:Daniel Nagata  
(ダニエル・ナガタ)

さん(高校生)

右:Maximus Almeida  
(マクシマス・アルメイダ)

さん(高校生)



## 【歓送迎会・さよならパーティ】

■日時&内容 ①歓送迎会:7月21日(火)午後6時30分~8時30分

②さよならパーティ:8月8日(土)午後5時~

■定員 100人(要予約)

■料金 各3,000円(学生 2,000円)

■申し込み ①7月5日(日)②7月17日(金)午後5時までに電話で下記へ

■会場&問い合わせ 潮芦屋交流センター ☎25-0511(午前9時~午後5時30分・水曜休館)

## 令和7年国勢調査の結果(人口速報集計)

## 芦屋市の人口および世帯数

	人口総数	男	女	世帯数(世帯)
令和7年	91,703人	40,672人	51,031人	42,017世帯
令和2年	93,922人	42,008人	51,914人	42,522世帯

## 芦屋市の人口・世帯増減の状況(対令和2年比)

	人口増加数	人口増加率	世帯増加数	世帯増加率
芦屋市	△2,219人	△2.36%	△505世帯	△1.19%
県内順位	20位	13位	48位	35位

国勢調査の速報集計結果が、総務省統計局から公表されました。詳細な速報集計結果は、本年9月以降に総務省統計局から順次公表される予定です。全国・都道府県・市町村別の速報結果は、総務省統計局のホームページに掲載されています。



総務省統計局  
ホームページ

問い合わせ 総務課 ☎38-2010

令和8年経済センサス活動調査  
ご協力ありがとうございました

調査票が手元にある場合は、郵送または下記へ。速報は9年5月末まで、確報は9年9月ごろから順次公表されます。問い合わせ 総務課文書統計係 ☎38-2010